

仕様書番号： 第 1 号  
作成年月日： 3 1 . 1 . 1 8

## タイルカーペット張替役務

件名	内装補修役務	仕様書番号	1 / 3
----	--------	-------	-------

## 役 務 仕 様 書

- 1 役 務 名： 内装補修役務  
 2 役務場所： 東京都目黒区中目黒2-1-1 目黒駐屯地 学校棟  
 3 役務概要： (1) タイルカーペットの張り替え ：約150㎡

- 4 一般事項： 本役務は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下、建築標準仕様書という。）（現行版）」等による。

### 一 般 共 通 事 項

項 目	細 部
1 協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 復旧・補償	役務実施に際して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償すること。
4 使用材料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
5 現場管理	請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には、危険標示等の処置を行うこと。
6 施設等への立入	作業現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
7 作業写真	作業写真は、役務の開始前、完成時、作業後隠蔽となる箇所、主要な作業段階の状況、使用材料及びその他監督官の指示するものを写真用紙（L版）等で整理し、1部を提出するものとする。
8 書類手続	役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
9 秘密厳守	役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。
10 発生材	金属類発生材は関係書類提出後監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面（マニフェスト等）にて提出すること。
11 後片付け・清掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
12 電気・水の使用	役務に使用する電気及び水等は官側負担とする。

### 特 記 事 項

項 目	細 部
1 内装補修 (1) カーペット張替え ア 作業要領 イ 材料 ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイルカーペットを交換する。</li> <li>・建築標準仕様書6章「内装改修工事」9節「カーペット敷き」を基準に実施する。</li> <li>・JIS L 4405同等以上とし、細部は建築標準仕様書6.9.3による。 ※東リ GA155 同等品以上</li> <li>・風合い、色などは監督官へ見本を提示し決定すること。</li> <li>・下地はOAフロア（Pタイル仕上げ）で接着されている。</li> </ul>

件 名

タイルカーペット張替役務

仕様書番号

2 / 3

特記事項	
項目	細部
(2) 事前確認	・作業実施前に、事前に室内の状況を確認し採寸等を実施すること。
(3) 発生材	・一般共通事項第10項に基づき、場外処分とする。 ・処分後、マニフェスト票の写しを提出すること。
(4) 補償	・役務が確実に完了した証明として、自然災害を除いて役務完了後1箇年とする。 ただし、メーカーによる補償がある場合はそれによる。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日については3月中旬を基準とするも、監督官と協議し決定すること。</li> <li>・作業開始時には、室内の備品残っており移動については請負い者が行うこと。</li> <li>・備品については以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>机×(140×70×70)×20</li> <li>ロッカー(180×88×45)×2</li> <li>ロッカー(90×88×45)×1</li> <li>演台(90×180×30)×1</li> <li>4段キャビネット(46×140×62)×1</li> <li>片開キャビネット(52×88×38)×1</li> </ul> </li> </ul>
/	
件名	タイルカーペット張替役務
仕様書番号	3 / 3